



平成 23 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社カワシマ・ゴールド
代 表 者 名 代表取締役社長 横田 光夫
(コード番号・2679)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 青島 謹一
電 話 053-438-6311

定款の一部変更のお知らせ

定款の一部変更の件に関し、平成 24 年 4 月 26 日開催の第 21 期定時株主総会において下記のとおり承認されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査役会の設置

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、監査役会を設置するものであります。(変更案第 4 条及び同第 30 条から第 34 条まで)

(2) 取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。(変更案第 26 条及び同第 36 条)

なお、第 26 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第26条～第28条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第26条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、<u>取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) <u>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の議事録) <u>第 33 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程) <u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 36 条 当社は、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 6 章 計算 第 30 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計算 第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p>

以上